

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本方針

令和 元 年 7 月 1 日  
株式会社 DMM.com 証券

当社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン等」といいます。）対策に関する基本方針を以下のとおり定め、適用される関係法令等を遵守すると共に、内部管理態勢の整備を図ります。

### 1.（組織体制）

当社は、マネロン等対策を経営の重要課題と位置づけ、コンプライアンス部担当役員をマネロン等対策の責任者とし、コンプライアンス部をマネロン等対策の主管部署とします。

### 2.（リスクの特定、評価、低減）

当社は、リスクベース・アプローチの考え方に則り、マネロン等のリスクについて、リスクの特定、評価、低減等の適切な措置を講じます。また、お客様との取引を定期的に調査及び分析し、当該措置の見直しを図ります。

### 3.（お客様の受入れ等に関する方針）

当社は、マネロン等を目的とするお客様や取引等を排除するため、取引時確認、モニタリング及び取引記録の作成等により、取引関係の開始時、継続時、終了時の各段階で適時適切な措置を講じます。

### 4.（「疑わしい取引」の届出）

当社は、各部署からの報告や取引モニタリングの結果により検知した「疑わしい取引」を適切に処理し、当局へ速やかに届出いたします。また、経営陣との情報共有を図るため、取締役会において、「疑わしい取引」の届出状況及び届出事由について報告します。

### 5.（役職員研修）

当社は、マネロン等対策の実効性を確保するため、定期的な研修等を実施することにより、役職員のマネロン等対策に係る専門性や能力の向上に努めます。

### 6.（内部監査）

当社は、マネロン等対策の状況について定期的に監査し、その結果を踏まえて、内部管理態勢の改善に努めます。

以上